

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年8月4日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年8月4日(火曜日)

午前10時30分開議

午前10時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第5号 熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

議案第6号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

- 委員長 増 永 慎一郎
- 副委員長 松 村 秀 逸
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 坂 田 孝 志
- 委員 西 聖 一
- 委員 山 本 伸 裕
- 委員 高 島 和 男
- 委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

- 公室長 白 石 伸 一
- 政策審議監 倉 光 麻里子
- 危機管理監
- 兼新型コロナウイルス

- 感染症対策室長 厚 地 昭 仁
- 政策調整監 津 川 知 博
- 危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

- 部長 山 本 倫 彦
- 総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英
- 総務私学局長 手 島 伸 介
- 人事課長 城 内 智 昭
- 財政課長 梅 川 日出樹
- 県政情報文書課長 欽 本 亮 太
- 財産経営課長 永 江 昌 二
- 私学振興課長 市 川 弘 人
- 市町村課長
- 兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘
- 税務課長 久保田 健 二

企画振興部

- 部長 高 橋 太 朗
- 交通政策・情報局長 内 田 清 之
- 情報政策審議監 島 田 政 次
- 企画課長 阪 本 清 貴
- 地域振興課長
- 兼県央広域本部振興部長 池 永 淳 一
- 首席審議員兼文化企画・
- 世界遺産推進課長 内 藤 美 恵
- 交通政策課長 小 川 剛 史
- 情報政策課長 椎 場 泰 三

事務局職員出席者

- 議事課主幹 若 杉 美 穂
- 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時30分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから、第4回総務常任委員会を開会いたします。

まず、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願い

いたします。

（企画振興部長、財政課長、交通政策課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でもありますので、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○山本総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和2年度8月補正予算につきましては、7月豪雨災害の対応に係る予算87億円、新型コロナウイルス感染症対応に係る予算355億円を計上いたしまして、補正後予算規模8,810億円余となります。

また、7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症への対応として行った7月補正予算の専決処分2件の外、熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定等につきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容、条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いします。

7月補正予算2件の概要でございます。

まず、議案第3号は、7月2日に専決処分させていただいたもので、(1)新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算31億2,700万円でございます。

主な内容は、生活福祉資金の貸付原資などの増額でございます。

次に、議案第4号は、7月21日に専決させていただきました(2)の令和2年7月豪雨災害からの復旧に係る予算290億5,000万円でございます。

主な内容は、災害救助活動に要する経費や流木等の処分に要する経費、災害復旧事業の着手に向けた調査設計費などでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、議案第1号、8月補正予算の概要について御説明します。

令和2年7月豪雨災害及び国の第2次補正予算を受けた新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算として、441億9,300万円を計上しております。

内訳としまして、まず、(1)令和2年7月豪雨災害からの復旧に係る予算が86億8,200万円で、主な内容は、道路や河川、学校施設等の復旧経費でございます。

また、(2)新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算が355億1,100万円で、主な内容は、介護事業者等が取り組む感染防止対策への支援や、市町村の取組を支援する総合交付金、雇用維持に取り組む中小企業等への支援に要する経費などでございます。

下の表を御覧ください。

7月補正予算2件と8月補正予算を合算しますと、一般会計で763億7,000万円の増額となり、補正後の予算規模は、8,810億400万円となります。

3ページをお願いします。

参考1として、豪雨災害への対応に係る予算額の累計と財源内訳を、また、参考2として、感染症への対応に係る予算額の累計と財源内訳をそれぞれ記載しております。

おめくりいただきまして、資料の4ページと5ページが歳入予算の内訳、また、6ページと7ページが歳出予算の内訳となっております。

以上が今回の予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

資料の9ページをお願いします。

上段です。私学振興費で3,100万円の増額を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

事業名、私立学校再開等支援事業になります。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大後、6月から学校再開になっておりますが、これに当たっての追加的に必要となった人件費に関する増額でございます。

具体的には、土曜日、夏休みの追加授業の非常勤講師代とか、ICT専門員の配置だったりとか、生徒の心のケアのスタッフの配置、これらの助成になります。

私学——中学、高校合わせて31校分、上限100万円ということで計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

同じく9ページの下段、自治振興費として、30億円の補正額を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

市町村行財税政支援費の新型コロナウイルス

感染症対応総合交付金として、新型コロナウイルス感染症対応に係る市町村の取組への支援に要する経費でございます。これは、国の新型コロナの臨時交付金を財源に、県内市町村の統一的な取組を後押しするもので、まずは、飲食店等への補助を行う市町村への支援などからスタートし、今後、市町村からの提案を踏まえ対象事業を拡大し、市町村に対して、その事業費の一部を支援していくものでございます。

市町村課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

説明資料の11ページの上段をお願いいたします。

計画調査費で2億2,500万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄でございますが、5月専決によりまして、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業を創設し、新型コロナ禍における大学生等の修学の継続を支援するため、生計維持者が非課税である大学生等に5万円を給付しております。

一方で、新型コロナの影響により、アルバイト収入が大きく減少し、修学継続が困難となっている学生等もおられることから、本事業にアルバイト収入減の要件を追加するとともに、就労しながら学んでいる外国人留学生や定時制課程の生徒等を対象とするなど、支援対象を拡充するものでございます。

なお、追加対象者は4,200人を見込んでおりまして、今回の拡充に伴い、申請期間を11月末に延長して取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

同じく11ページの中段をお願いいたしま

す。

計画調査費で2,000万円の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

企画推進費、コロナ対策分の地域づくりチャレンジ推進事業は、地域団体等が行う新しい生活様式に対応した地域づくりの取組に対する助成等、地域活性化を図るための事業に要する経費でございます。

具体的には、新型コロナの影響により停滞した地域を活性化させるため、オンライン等を活用し、情報発信やイベントの開催などへの支援を行うこととしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じページの一番下の段をお願いします。

計画調査費について、400万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

文化企画推進費のコロナ対策分として、文化事業新型コロナウイルス対策助成事業は、コロナ禍により3密を避ける必要などから、従来どおりの文化芸術活動ができない県内の文化団体が、感染症対策を講じるなど、新たな手法、新たな生活様式に沿った形で実施する文化芸術活動に対する補助に要する経費でございます。

なお、事業の実施に当たっては、熊本県文化協会が会員以外の幅広い県内文化団体、個人にも対象を広げて行う支援事業を補助する形で行うことを想定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

12ページの上段をお願いいたします。

計画調査費で5億3,100万円余りを増額計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、交通整備促進費、公共交通応援事業といたしまして、コロナ禍において事業継続に取り組んでいただいている交通事業者への支援に要する経費、こちらを5億2,300万円余りお願いしております。

次に、空港整備促進費でございます。

阿蘇くまもと空港感染拡大防止対策事業といたしまして、阿蘇くまもと空港の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する助成800万円をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料、同じ12ページの下段をお願いします。

人事管理費で1,120万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

情報管理運営費、コロナ対策分のICTを活用した働き方改革等推進事業です。これは、新型コロナウイルス感染症対策における職員のテレワーク環境の整備に要する経費でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策としまして、職員配備の予備のパソコンとリモートアクセスシステム250ライセンスを活用いたしまして、テレワーク環境を構築し、運用しているところでございますが、4月から5月の緊急事態宣言下の本県の職員の在宅勤務の実績が約1,000人規模であったということなども踏まえまして、新たなテレワーク環境の整備を図るものでございます。

新たなテレワーク環境の整備におきましては、職員の私用の端末も含めて対応を行うこととし、リモートアクセスのシステムを

1,000ライセンス確保するとともに、必要最小限の端末、モバイルのパソコンの調達を行うものでございます。

次に、13ページをお願いします。

債務負担行為の設定変更でございます。

事務機器等賃借としまして、補正前限度額7,291万1,000円、補正後限度額9,978万3,000円、2,687万2,000円増の変更をお願いしております。

ただいま説明しましたICTを活用した働き方改革等推進事業におきまして、リモートアクセス用のパソコンを調達いたしますが、令和6年度までのリースによりまして、契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定変更をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

7月専決予算について御説明申し上げます。

総務施設災害復旧費で898万円の増額補正でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

震度情報システム調査・復旧事業は、県が設置する震度計のうち、このたびの豪雨災害により通信障害等を起こした震度計の緊急点検に要する経費と八代市坂本支所に設置していた震度計の復旧に要する経費でございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

第5号議案、熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に

関する条例の制定についてでございます。

説明は、19ページをお願いいたします。こちらの条例(案)の概要でさせていただきます。

1の条例制定の趣旨ですが、点線囲みの条例制定の経緯のところを御覧ください。

今般の令和2年7月豪雨については、特定非常災害に指定され、国におきましては、被害を受けた方々の法令に基づく権利利益の保全等を図るために、満了日の延長等に関する措置、例えば自動車運転免許の更新期限の延長などの措置が取られております。

これを受けまして、本県におきましても、県の条例や規則等を根拠とする権利利益について、国同様に保全等を図るものでございます。

なお、平成28年熊本地震の際にも、その被害者を対象といたしました同様の条例を制定しております。

2の主な制定内容ですが、2つございます。

1点目は、行政上の権利利益に係る満了日の延長でございます。条例等に基づく有効期限のある許認可等の権利利益について、国が定める延長期日、今回の7月豪雨については、本年12月28日となりますが、その期日まで有効期限を延長する措置ができるようにするものでございます。

措置の内容については、告示により指定することといたしておりますが、例えば、屋外広告物の表示の許可に係る有効期限の延長などを予定いたしております。

2点目は、期限内に履行されなかった義務に係る免責でございます。条例等に基づく履行期限のある義務について、期限までに履行されなかった場合でも、国が定める期限、今回の7月豪雨については、10月30日となりますが、その期限までに履行されたときには、行政上、刑事上の責任は問われぬとするものでございます。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の20ページをお願いします。

第6号議案、熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、21ページの概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨ですが、このたびの令和2年7月豪雨の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に供与するため、当該住宅の買入れに係る議会の議決要件を見直すものでございます。

2の改正の内容としまして、現行の条例では、予定価格が7,000万円以上の買入れを行う場合は、議会の議決を要する旨を規定しておりますが、災害救助法第2条の規定に基づく救助として供与される令和2年7月豪雨による応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないこととするものでございます。

なお、平成28年熊本地震の際にも、同様の改正を行っております。

3の施行期日につきましては、公布の日、具体的には議決日からと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料22ページをお願いします。

職員による交通事故に係る専決処分の御報告です。

23ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和2年1月29日の午後0時20分頃に熊本市東区で発生したものです。

6の事故の状況ですが、公用車で出張中の

県央広域本部収税第二課職員が、駐車場から公道に出ようとした際、公道を走行してきた相手方車両に接触した物損事故でございます。

県の過失割合を90%として、5の表の右側記載のとおり、13万824円を賠償額として和解する専決処分を行ったものでございます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に関するもののみとさせていただきますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 11ページの熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業ですね。

アルバイト収入減少の要件追加ということなんですけれど、具体的にはこういった要件になるのでしょうか。

○阪本企画課長 企画課でございます。

基本的には5万円の給付ということで、まず5万円以上の収入がある方、そういうふう限定しております。

それで、単月で50%以上の減収があった方、あるいは大学等聞き取ってみますと、3割ぐらいという方も非常に多いということで、連続の3か月で30%以上の減収があった方、そういう方を対象にしようということで、今詳細を詰めているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 対象は、高校生、大学生、あるいは私立、公立、専門学校、そういうのは何かあれはいろいろあるんですか。

○阪本企画課長 失礼しました。企画課でございます。

対象は、今現在、制度運用している大学や専門学校等に加えまして、定時制や通信制の高校を、収入減の方の要件としては対象と考えております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 実際に今要件に該当するような方がどれぐらいいるのかという、そういう見積りは、県としては分からないですか。

○阪本企画課長 企画課でございます。

今現在、先ほど申しました4,200人というのを想定しておりまして——この追加の分が4,200人ということで、今までの制度で4,000人と見込んでおりましたので、これはアルバイト収入等でいきますと4,200人が追加ということで、大学生等を3,000人、あと外国人の留学生の方を1,200人というふうに想定しております。

○山本伸裕委員 分かりました。

それで、アルバイトされている学生さんというのは、やっぱり生活費が困っているとか、学費が困っているとか、それを補うためにされている方が多いと思いますので、コロナ禍の下でアルバイト収入がなくなったということになると、たちまち修学の存続が危ぶまれるという事態にもなりかねないと思いますので、4,200人の枠というようなことなんですけれども、もし申請しても定員オーバーというようなことになってしまった場合に、やっぱり県としては追加の対応も含めて、ぜひやっぱりそういった困っている学生さんを救済できるような弾力的な対応をして

いただければと思いますので、よろしく願います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第3号から第6号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長